

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載  
 【部門区分】第1部門第1区分  
 【発行日】令和7年6月6日(2025.6.6)

【公開番号】特開2023-184404(P2023-184404A)  
 【公開日】令和5年12月28日(2023.12.28)  
 【年通号数】公開公報(特許)2023-245  
 【出願番号】特願2022-208530(P2022-208530)  
 【国際特許分類】

A 2 3 L 2/56(2006.01)

10

A 2 3 L 2/00(2006.01)

A 2 3 L 2/52(2006.01)

A 2 3 L 2/38(2021.01)

A 2 3 F 3/16(2006.01)

【F I】

A 2 3 L 2/56

A 2 3 L 2/00 B

A 2 3 L 2/00 F

A 2 3 L 2/38 B

A 2 3 L 2/38 C

20

A 2 3 L 2/52

A 2 3 F 3/16

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月29日(2025.5.29)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

30

【特許請求の範囲】

【請求項1】

タンニンを100ppm以上含有する紅茶飲料であって、  
 (a) 飲料中のナトリウムの含有量が20~120mg/100mlであり、  
 (b) 飲料中のヌートカトンの含有量が50~2000ppbである、  
 上記飲料。

【請求項2】

- カリオフィレンを含有する、請求項1に記載の飲料。

40

50